

徳島県告示第六百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
小川谷土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	住友道雄	三好郡東みよし町昼間三七四五 四